

大阪市子どものための教育・保育給付認定に関する事務取扱要綱の
一部を改正する要綱（案）

大阪市子どものための教育・保育給付認定に関する事務取扱要綱の一部を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項による子どものための教育・保育給付にかかる支給認定（以下「支給認定」という。）を実施するにあたり、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）及び大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（支給認定等）

第3条 保健福祉センター所長は、保護者から規則第5条の規定による支給認定申請があったときは、当該保護者に対する支給認定の実施の可否に係る審査を行う。

2 保健福祉センター所長は、前項の審査及び決定に必要な書類について、保護者から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。

3 保健福祉センター所長は、支給認定を実施する場合は、次の区分により認定するものとする。

（1）教育標準時間認定 支給認定子どもが法第19条第1号に該当するもの

（2）満3歳以上・保育認定 支給認定子どもが法第19条第2号に該当するもの

（3）満3歳未満・保育認定 支給認定子どもが法第19条第3号に該当するもの

4 保健福祉センター所長は、支給認定を実施する場合は、保護者に対し様式第3号「子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証」を交付するとともに、様式第4号「子どものための教育・保育給付支給認定通知書」によりその旨を通知する。

5 保健福祉センター所長は、法第20条第6項ただし書の規定により、支給認定の実施又は却下の決定を延期する場合は、保護者に対し様式第5号「子どものための教育・保育給付支給認定処分延期通知書」等によりその旨を通知する。

（保育必要量の認定）

第4条 保健福祉センター所長は、法第20条第3項の規定により保育必要量を認定する場合は、次の区分により認定するものとする。

（1）保育標準時間利用 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る）

（2）保育短時間利用 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る）

2 保健福祉センター所長は、前項の認定をするにあたっては、次に掲げる基準により認定するものとする。

（1）保育標準時間利用 アまたはイのいずれかの基準を満たすとともに、保育標準時間利用の認定を希望すること。

ア 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子どもの保護者が2名いる場合にあつては、そのいずれの保護者においても次条において算定するそれぞれの保護者における保育必要量の認定の算定基礎となる時間区分（以下、「時間区分」という。）が標準時間であること。

イ 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子どもの保護者が1名である場合にあつては、当該保護者の時間区分が標準時間であること。

(2) 保育短時間利用 アからウのいずれかの基準を満たすこと。

ア 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子どもの保護者が2名いる場合にあつては、そのいずれかの保護者の時間区分が短時間であること。

イ 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子どもの保護者が1名である場合にあつては、当該保護者の時間区分が短時間であること。

ウ 前号の基準を満たすものの、当該保護者が保育短時間利用の認定を希望していること。

3 前項の規定にかかわらず、保健福祉センター所長は、必要と認める範囲内において小学校就学前子どもの保護者の通勤時間及び就労時間等並びに特定教育・保育施設等における保育の実施時間を考慮し、保育必要量の認定をすることができる。

(時間区分の決定)

第5条 前条に規定する保育必要量の認定を行うため、保健福祉センター所長は当該小学校就学前子どもの保護者について、次に掲げる基準により時間区分を決定する。

(1) 標準時間 次に掲げる基準のいずれかを満たすこと

ア 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第1号に該当する場合にあつては、当該保護者が月120時間以上就労することを常態としていること

イ 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第2号、第5号又は第8号に該当すること

ウ 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第7号に該当する場合にあつては、当該保護者が月120時間以上就学することを常態としていること

エ 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第3号、第4号又は第10号に該当する場合にあつては、当該保護者の状況を勘案し、保健福祉センター所長が時間区分を標準時間として認める場合であること

(2) 短時間 次に掲げる基準のいずれかを満たすこと

ア 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第1号に該当する場合にあつては、当該保護者が常態的に就労する時間が月120時間に満たないこと

イ 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第6号又は第9号に該当すること

ウ 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第7号に該当する場合にあつては、当該保護者が常態的に就学する時間が月120時間に満たないこと

エ 当該小学校就学前子どもの保護者が施行規則第1条の5第3号、第4号又は第10号に該当する場合にあつては、当該保護者の状況を勘案し、保健福祉センター所長が時間区分を短時間として認める場合であること

(却下)

第8条 保健福祉センター所長は、保護者から支給認定申請があった場合において、当該支給認定申請が次の各号のいずれかに該当するときは、これを却下することができる。

(1) 申請書及びこれに付随する書類の内容に虚偽があった場合

(2) 保護者が施行規則第1条の5各号のいずれにも該当しない場合（当該保護者が保育認定を希望する場合に限る。）

2 保健福祉センター所長は、支給認定申請を却下するときは、保護者に対し様式第6号「子どものための教育・保育給付支給認定申請却下通知書」によりその旨を通知する。

(変更申請等)

第9条 支給認定を受けた保護者は、法第21条に規定する支給認定の有効期間中に子ども及び保護者の氏名、住所、保育の必要性、保育必要量、その他家庭状況等支給認定に関する事項について変更が生じたときは、速やかに保健福祉センター所長に対し、様式第7号「異動届兼支給認定変更申請書」に様式第3号「子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証」を添付して提出し、支給認定の変更申請を行わなければならない。

2 保健福祉センター所長は、保護者より前項の申請があったときは、必要に応じ当該保護者にかかる支給認定情報を変更し、保護者に対し様式第3号「子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証」を交付するとともに、様式第4号の2「子どものための教育・保育給付支給認定変更通知書」によりその旨を通知する。

(取消し)

第10条 保健福祉センター所長は、支給認定を受けた保護者が、法第24条第1項に定める事項のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定を取り消すことができる。

(1) 法第19条に定められた支給要件を満たさなくなったとき

(2) 保護者より支給認定の取消しの申し出があったとき

2 保健福祉センター所長は、前項の規定により支給認定の取消しを行うときは、あらかじめ当該保護者に対し支給認定の取消しの理由について説明するとともに、その意見を聞かなければならない。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第4号に定める不利益処分には該当しない場合又は同法第13条第2項各号に該当する場合を除く。

3 保健福祉センター所長は、第1項の規定により支給認定の取消しを行ったときは、保護者に対し様式第8号「子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書」によりその旨を通知する。

(更新申請等)

第11条 支給認定を受けた保護者は、法第21条に規定する支給認定の有効期間の満了に伴い、満了後も引き続き支給認定の実施を希望するときは、有効期間の満了日までに様式第9号「子どものための教育・保育給付支給認定更新申請書兼保育継続利用申込書」を保健福祉センター所長に提出しなければならない。

2 保健福祉センター所長は、保護者から前項の更新申請があった場合において、支給認定の有効期間の満了後も引き続き保育の必要性があると認めるときは、支給認定の有効期間を更新することができる。

- 3 保健福祉センター所長は、前項の規定にかかわらず、保護者から第1項の更新申請があった場合において、当該更新申請にかかる子どもが規則第6条に基づく支給認定の有効期間が満了する子どもで、有効期間を経過した日においてもなお当該子どもの保護者が施行規則第1条の5第6号のみに該当するとき又は保育の必要性があると認められないときは、当該更新申請を却下し、当該保護者に対し様式第6号「子どものための教育・保育給付支給認定申請却下通知書」によりその旨を通知する。
- 4 支給認定を受けた保護者は、前項の規定により支給認定の更新申請を却下された場合においても、新たに支給認定申請を行うことができる。

(申請時期)

- 第13条 翌年度4月1日より利用調整を伴う支給認定を希望する保護者は、市長が指定する期日までに支給認定申請を行わなければならない。
- 2 年度途中において利用調整を伴う支給認定を希望する保護者は、支給認定希望月の前月5日までに支給認定申請を行わなければならない。ただし、緊急やむを得ないと保健福祉センター所長が認める場合については、この限りではない。
 - 3 利用調整を伴わない支給認定を希望する保護者は、支給認定開始希望日までに支給認定申請を行わなければならない。

附則 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。ただし、様式の改正については、令和7年1月1日から施行する。

子どものための教育・保育給付にかかる支給認定証

支給認定証番号		
保護者	氏名	
	生年月日	
住所		
児童情報	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
支給認定区分		
保育の必要性の事由		
保育必要量		
支給認定の有効期間		
支給認定年月日		

上記のとおり、子どものための教育・保育給付にかかる支給認定を行ったことを証する。

年 月 日

区保健福祉センター所長

(注意事項)

- 1 特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所）または特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用するときは、事業者はこの支給認定証を提示してください。
- 2 認定の有効期間を経過したときは、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用ができませんので、認定の有効期間を経過する前に支給認定の更新手続きをしてください。ただし保育を必要としている子どもが満3歳に到達することによって支給認定区分が変わるときは、各区保健福祉センターより新しい支給認定証を送付します。
- 3 特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用するときの利用者負担額は、この支給認定証に記載の支給認定区分、保育必要量の他、世帯の市民税額等により決められる利用者負担区分等によって決定されます。
- 4 記載内容に変更があったときは、速やかに各区保健福祉センターに届け出てください。
- 5 認定の有効期間内に、新しい支給認定証を受け取ったとき、支給認定が取り消されたときは、速やかにこの支給認定証を各区保健福祉センターに返却してください。

子どものための教育・保育給付 支給認定通知書

区保健福祉センター所長

子どものための教育・保育給付について、次のとおり支給認定しましたので、通知します。

支給認定証番号	
子どもの氏名	
支給認定区分	
保育必要量	
支給認定の有効期間	
利用者負担区分	

注1 支給認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化により認定を変更または取消すことがあります。

また、税情報の決定により利用者負担区分が変更になることがあります。

注2 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

注3 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

子どものための教育・保育給付 支給認定変更通知書

区保健福祉センター所長

年 月 日に行った子どものための教育・保育給付に係る支給認定について、次のとおり支給認定内容を変更しましたので、通知します。

支給認定証番号	
子どもの氏名	
支給認定区分	
保育必要量	
支給認定の有効期間	
利用者負担区分	
変更理由	

注1 支給認定の有効期間内であっても、保護者の就労状況等の変化により認定を変更または取消すことがあります。

また、税情報の決定により利用者負担区分が変更になることがあります。

注2 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

注3 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注4 変更前の支給認定証は、30日以内に区保健福祉センターに返却してください。

子どものための教育・保育給付 支給認定却下通知書

区保健福祉センター所長

年 月 日に受理しました子どものための教育・保育給付支給認定申請について、次のとおり却下しましたので、通知します。

子どもの氏名	
却下理由	

注 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

子どものための教育・保育給付 支給認定取消通知書

区保健福祉センター所長

子どものための教育・保育給付にかかる支給認定について、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、次のとおり取消すことにいたしましたので、通知します。

支給認定番号	
子どもの氏名	
前回認定日	
取消年月日	
取消理由	

注1 この処分について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすること及びこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注2 支給認定証は、速やかに各区保健福祉センターに返却してください。

子どものための教育・保育給付
支給認定更新申請書
兼保育継続利用申込書

(あて先)

区保健福祉センター所長

年 月 日

納 入 保 護 者 者	現住所	
	氏名	
電話番号		
子どもとの続柄		

※電話番号は屋間に繋がる番号を記載してください。

次のとおり支給認定の更新を申請するとともに、現在利用している保育施設・事業の継続利用を申込みます。

保育を希望する期間		年 月 日 ~		就学前 その他 (年 月 日)
区分	氏名 続柄 性別 生年月日 年齢	職業・通学先等		同居・別居 の別
子どもの 家族 状況	子ども			
	子どもの 世帯 員			同・別
				同・別
保育を希望する時間		時 分 ~ 時 分		
保育が必要な理由(保護者ごとに該当する項目に○をつけてください)				
続柄	1 就労 4 介護・看護 7 就学	2 妊娠・出産 5 災害復旧 8 育児休業	3 疾病・障がい 6 求職活動 9 その他()	
続柄	1 就労 4 介護・看護 7 就学	2 妊娠・出産 5 災害復旧 8 育児休業	3 疾病・障がい 6 求職活動 9 その他()	ひ と り 親 世 帯 有・無 在 宅 障 が い 者 有・無 生 活 保 護 適 用 有・無
理由(具体的に記入してください)				
勤 務 地 等	続柄	(所在地)	※ 認 定 継 続	
		(名称)		
	続柄	(所在地)	※ 備 考	
		(名称)		

(注)太枠の中の未記入箇所は必ず記入してください。印刷内容に追加、変更がある場合は余白に訂正内容を明記してください。

現 況 届

(あて先)

区保健福祉センター所長

年 月 日

納 入 保 護 者 義 務 者	現住所	
	氏名	
電話番号		
子どもとの続柄		

※電話番号は屋間に繋がる番号を記載してください。

子どものための教育・保育給付の支給認定を受けた子ども及び子どもの属する世帯の状況について、
下記のとおり現況を届けます。

区分	氏名 続柄 性別 生年月日 年齢	職業・通学先等	同居・別居 の別
子どもの 家族 状況	子ども		
	子どもの 世帯 員		同・別
			同・別
保育が必要な理由(保護者ごとに該当する項目に○をつけてください)			
(続柄)	1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい		
	4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動		
	7 就学 8 育児休業 9 その他()		
(続柄)	1 就労 2 妊娠・出産 3 疾病・障がい	ひ と り 親 世 帯	有 ・ 無
	4 介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動	在 宅 障 が い 者	有 ・ 無
	7 就学 8 育児休業 9 その他()	生 活 保 護 適 用	有 ・ 無
前回提出された内容に変更がある場合、該当する項目すべてに○をつけてください。			
1 住所の変更 2 世帯員の増減 7 その他(具体的に)			
3 保護者の変更 4 保育が必要な理由の変更			
5 氏名の変更 6 勤務先の変更			
※ 保育が必要な理由の変更や勤務先の変更の場合は、証明書類等の提出が必要です。			
備考			

(注)太枠の中の未記入箇所は必ず記入してください。印刷内容に追加、変更がある場合は余白に訂正内容を明記してください。